

国際競争拠点都市整備事業に係る評価検討業務 業務仕様書

平成 29 年 6 月

札幌市まちづくり政策局政策企画部
都心まちづくり推進室都心まちづくり課

業 務 仕 様 書

1 業務名

国際競争拠点都市整備事業に係る評価検討業務

2 業務の期間

契約締結の日から平成 29 年 10 月 16 日まで

3 業務の目的

都市再生特別措置法の一部を改正する法律が平成 23 年 4 月 27 日に公布され、都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な実施を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として、平成 24 年 1 月 20 日に札幌市を含む 1 都 6 政令市の計 11 地域において「特定都市再生緊急整備地域」（別添 1）が政令で定められた。これにより特定都市再生緊急整備地域において実施される、都市の国際競争力強化につながる都市開発事業に関連して必要となる公共公益施設等の整備に対する予算支援として「国際競争拠点都市整備事業」が創設された。

本業務は、国際競争拠点都市整備事業「札幌都心地域」において、「国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）に係る新規事業採択時評価実施要領細目及び再評価実施要領細目について」（平成 28 年 6 月 1 日付け国都市第 19 号及び国都街企第 3 号国土交通省都市局長通知）に基づく事業評価を行うものである。

4 業務内容

(1) 評価に係る基礎データ整理

国際競争拠点都市整備事業のうち補助対象の 4 事業別の過年度における検討結果等を整理する。なお、対象事業は以下のとおりである。

ア 苗穂駅連絡通

イ 苗穂駅（移転・橋上化）

ウ 西 2 丁目地下歩道

エ 地下鉄さっぽろ駅・札幌駅前通公共地下歩道等

(2) 定量評価

マニュアル等に基づき、既に算出済みの B/C について、過年度検討状況の一部（評価年次変更等）を変更し再算定を行う。また、上記アの事業については、周辺交通の円滑化及び環境負荷の軽減に係る指標を算出する。

(3) 客観的評価指標の整理

「国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）に係る新規事業採択時評価実施要領細目」（別添 2 に従い、対象 4 事業の総合的な評価を行い、客観的評価指標（案）のチェックリスト（別添 3）を整理する。

(4) 委員会資料の作成

検討結果をふまえ、平成 29 年 9 月 14 日に開催する「札幌市公共事業評価検討委員会」に

諮るための資料を PPT ファイルにより作成する。

(5) 報告書の作成

上記の評価結果について報告書を作成する。

(6) 打合せ

打合せは4回（着手時、中間2回、納品時）を予定する。

5 成果品

報告書 5部（両面印刷A4判）

電子データ 1式（CD-ROM格納）

但し、平成29年9月14日に開催する「札幌市公共事業評価検討委員会」に必要な資料等については、委託者と調整のうえ9月上旬に提出するものとする。

6 特記事項

（成果品の著作権）

- (1) 成果品の著作権は、札幌市に帰属するものとする。また、成果品の作成に際しては、委託者、受託者双方協議の上、内容・形式を決定すること。

（疑義が生じた場合の対応）

- (2) 業務遂行にあたっては、委託者と受託者の連絡を密にして作業を進め、この仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして決定するものとする。

- (3) 受託者は、業務が完了したときは、貸与された資料等について、ただちに返還するものとする。

（秘密保持）

- (4) 受託者は、業務上知り得た事項について外部に漏洩、または無断で第三者に提供してはならない。

（受託者の負担）

- (5) 本業務の遂行にあたって、下記項目に要する費用は全て受託者の負担とする。

① 受託者の不注意によって生じた費用

② 受託者が第三者に損害を与えた場合の費用

（環境負荷）

- (6) 本業務の履行に関しては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。また、使用する紙類等は極力環境に配慮したものとする。

7 別添資料

- (1) 特定都市再生緊急整備地域

- (2) 国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）に係る新規事業採択時評価実施要領細目

- (3) 客観的評価指標（案）チェックリスト

- (4) 札幌市公共事業評価検討委員会資料（過年度）

<http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/genzainojigyo/hyoka/>